

【 相続手続に関してご用意いただく書類などのご案内】

相続方法により、必要書類が異なります。相続方法をご確認のうえ下記の必要書類をご用意ください。

「相続預金払戻・名義書換依頼書」など、ご記入いただく書類は、下記書類およびお取引内容を確認したうえでお渡しいたします。

その他、ご不明な点は直接窓口までお問合せください。

ご用意いただく 必要書類 (注1)		① 遺産分割を決定された書類 など	② 戸籍謄本 または 認証文付き法定相続情 報一覧図の写し (注3)	③ 印鑑登録証明書 (注4)	④ 預金通帳 預金証書 キャッシュカード
1.	遺言書がなく 遺産分割協議書がない場合		○ (注2)	○ (法定相続人全員)	○
2.	遺言書がなく 遺産分割協議書がある場合	遺産分割協議書	○ (注2)	○ (法定相続人全員)	○
3.	遺言書があり 遺言執行者が いない場合	遺言書 (公正証書遺言でない場合) 検認調書謄本 または 検認済証明書	○ (注2)	○ (受遺者) (注5)	○
	遺言書があり 遺言執行者が いる場合	遺言書 (公正証書遺言でない場合) 検認調書謄本 または 検認済証明書 (家庭裁判所で選任の場合) 遺言執行者選任審判書謄本	○ (お亡くなりになった方の 死亡を確認できるもの)	○ (遺言執行者) (注6)	○

(注1) いずれも原本をご提出願います。原本返却を希望される場合、窓口へお申し付けください。(ただし、「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」を除く)

(注2) 相続人を確認するため次の戸籍謄本をご用意ください。

①お亡くなりになられた方(以下「被相続人」といいます)の出生から死亡までの「連続したすべての戸籍謄本」をご用意ください。

②相続人が兄弟姉妹の場合、被相続人のご両親の出生から死亡までの「連続したすべての戸籍謄本」もご用意ください。

③相続人が死亡し代襲相続が発生している場合、当該相続人の方の出生から死亡までの「連続したすべての戸籍謄本」もご用意ください。

(注3) 被相続人のお取引内容等により、上記(注2)の戸籍謄本の提示を依頼することがあります。

(注4) 発行日より6カ月以内のものをご用意ください。ただし、お亡くなりになった方にお借入れがある場合お借入れの手続きに対して別途発行日より3カ月以内のものが必要となります。(お借入れがある場合、必ずお取引店にご連絡ください)

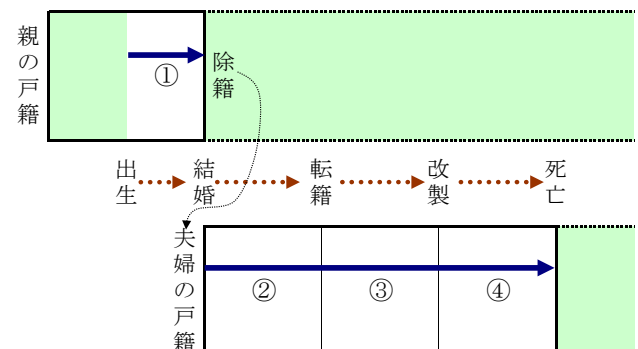
(注5) 遺言書の内容によっては、受遺者の方のほか、法定相続人の方全員の印鑑登録証明書もご用意ください。

(注6) 遺言書の内容によっては、遺言執行者の方のほか、受遺者の方および法定相続人の方全員の印鑑登録証明書もご用意ください。

【連続した戸籍謄本とは】

相続手続に際し相続人を確定するため、被相続人の「出生から死亡までの連続した戸籍謄本」が必要となります。

お一人の戸籍謄本でも、結婚・転籍・養子縁組のほか、法務省令による改製により、複数にわたることがあります。



【上図の説明】

出生時、被相続人は親の戸籍に入っています(①)。被相続人が結婚すると、夫婦の戸籍が別になられ(②)、転籍されたり(③)、法令による改製があると(④)、その都度戸籍が作り替えられます。この場合、被相続人の方の戸籍は、一生のうち4つの戸籍にわたることになります。(①②③④)